

2022年4月から老齢年金はこう変わります！

2020年6月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、2022年4月から一部が施行となります。

今回の改正は、より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化していく中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることが目的とされています。

60歳以上で「すでに年金を受給されている方」及び「これから受給開始年齢に達する方」が、老齢厚生年金の受給権取得後に就労していく場合、今回の制度改正で何がかわるのか、次の4項目に絞って解説いたします。今後の働き方を考える上で参考となれば幸いです。

年金制度に係る主な改正事項（2022年4月～）

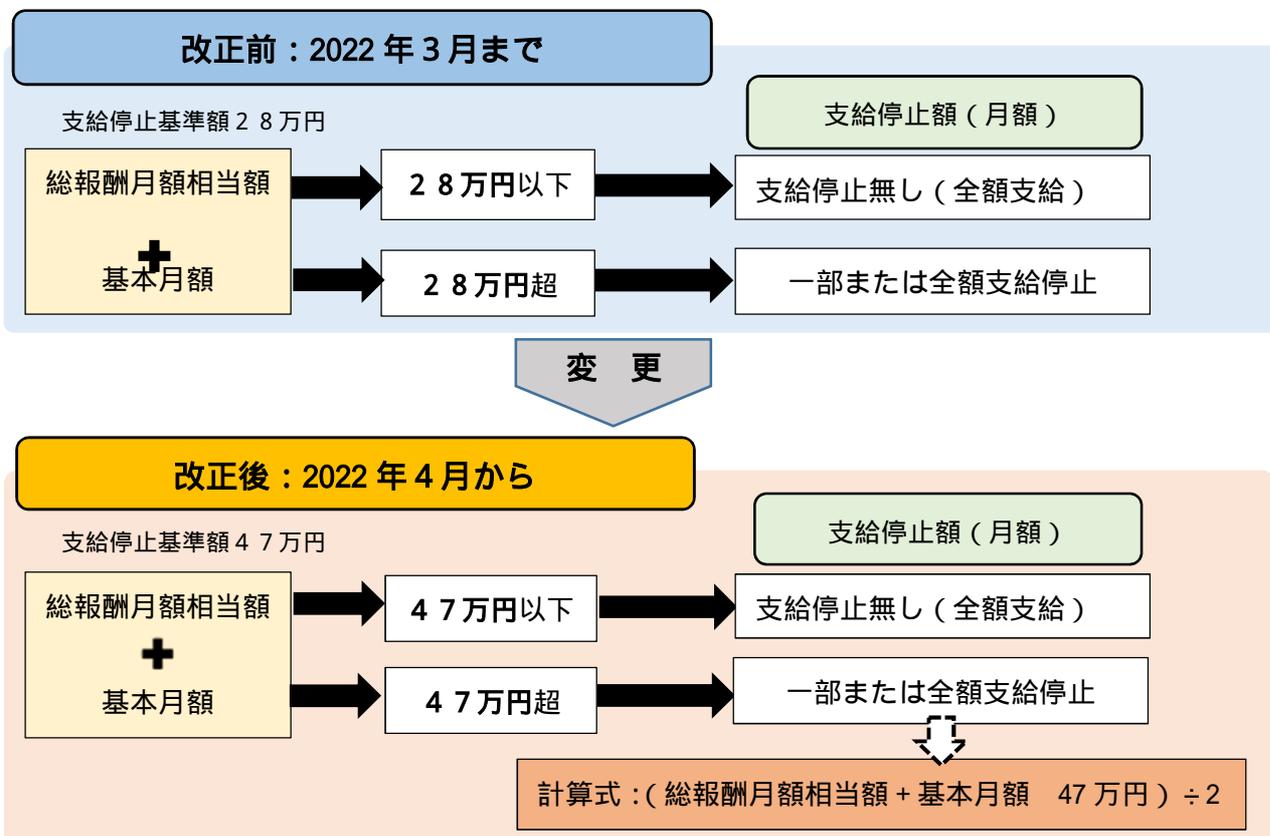
- 1 65歳未満の在職老齢年金の支給停止基準額の見直し
- 2 65歳以上の在職時定時改定の導入
- 3 受給開始時期の選択肢の拡大
- 4 加給年金額の支給停止ルールの見直し

1 65歳未満の在職老齢年金の支給停止基準額の見直し

在職老齢年金とは、60歳以上70歳未満の方が厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受給する場合、年金額の一部または全部が支給停止となることです。

この在職老齢年金のうち、60歳以上65歳未満の人の支給停止基準額「28万円」が、65歳以上の人と同じ「47万円」に引き上げられ、支給停止とならない範囲が拡大します。

なお、この支給停止基準額「47万円」は、物価変動率等により毎年度見直されます。



- ・ **総報酬月額相当額**：当月の賃金（標準報酬月額）+ 当月以前1年間の賞与（標準賞与額）÷ 12
- ・ **基本月額**：老齢厚生年金額（年額）÷ 12

【参考：在職老齢年金支給額早見表】

改正前：2022年3月まで

		年金月額 (単位：万円)								
		6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
総報酬月額相当額	20.0	6.0	7.0	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0
	24.0	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0
	28.0	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0
	32.0	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0
	36.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0
	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.0
	44.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

変更

改正後：2022年4月から

		年金月額 (単位：万円)								
		6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
総報酬月額相当額	20.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
	24.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
	28.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
	32.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
	36.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	11.5	12.0	12.5
	40.0	6.0	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5
	44.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5

□ : 支給停止無し □ : 一部支給停止 □ : 全部支給停止

< 65歳未満の在職老齢年金の注意点！ >

支給停止額は月ごとに算定されます

- ・給与の改定や賞与の支給額などにより、計算のベースとなる総報酬月額相当額が増減した場合や年金額が改定された場合、支給停止額も変わることがあります。

複数の実施機関から老齢厚生年金を受給している場合

- ・他の実施機関（日本年金機構、私学事業団）からも年金を受給している場合、それぞれの年金額に応じて支給停止額が按分されます。

雇用保険から高年齢雇用継続給付を受ける場合

- ・雇用保険から高年齢雇用継続給付を受けている場合、在職老齢年金の支給停止に加えて老齢年金の額がさらに調整されます。

繰上げ受給と在職老齢年金

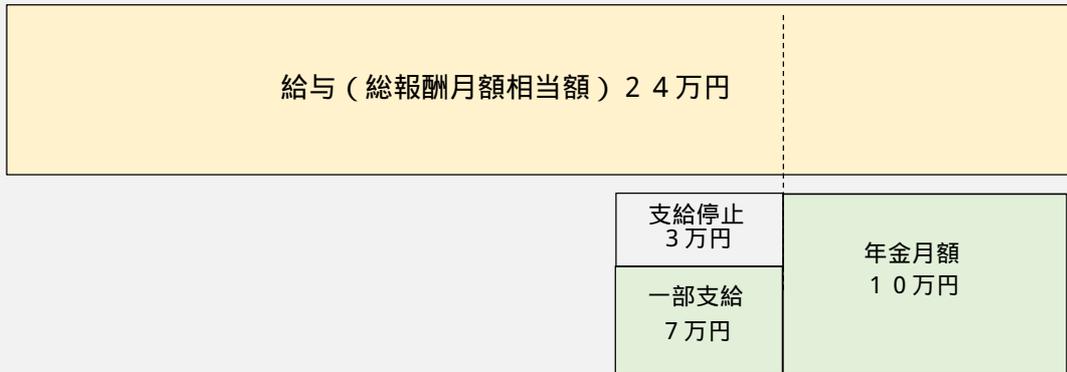
- ・在職中（厚生年金加入中）に年金の繰上げを受給する場合、繰上げ受給の老齢厚生年金のみが支給調整の対象となり、繰上げ受給の老齢基礎年金は調整の対象となりません。

在職老齢年金支給停止額のイメージ

例)・総報酬月額相当額 (24万円) = 標準報酬月額 (18万円) + 標準賞与額 (72万円) ÷ 12

・基本月額 (10万円) = 老齢厚生年金額 (120万円) ÷ 12

2022年4月(改正実施)



60歳

61歳

62歳

63歳

64歳

65歳

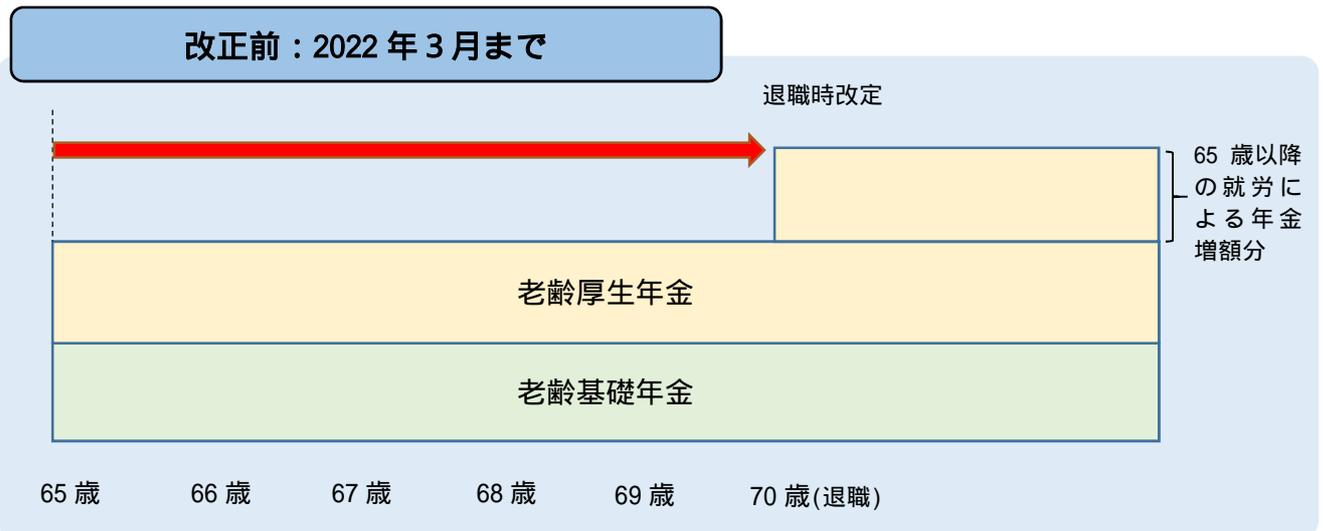
実際の支給は、4・5月分が6月の定期支給月からとなります。

2 65歳以上の在職時定時改定の導入

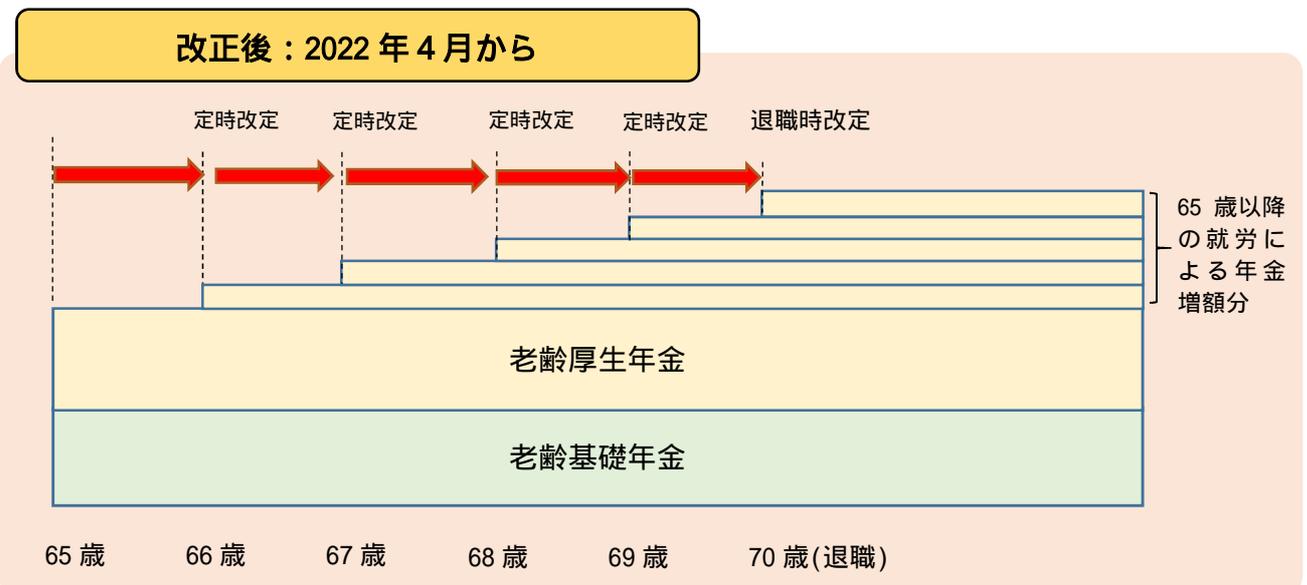
現在は65歳以上で在職中（厚生年金加入）の老齢厚生年金受給者は、資格喪失時（退職時または70歳到達時）に65歳以降の厚生年金加入期間を加えて年金額が改定されています。

改正後は在職中であっても毎年1回（9月1日を基準日として直近1年間の標準報酬額を反映させて再計算し）10月分から年金額が改定（12月定期支給月から）されます。（高齢期の就労が拡大する中、就労継続の効果を早期に年金額に反映させるため。）

なお、65歳未満で在職中（厚生年金加入）の特別支給の老齢厚生年金受給者については、これまでと同様に、資格喪失時（退職時）まで、受給権発生後の被保険者期間を加えての年金額改定（退職改定）は行われません。



変更



< 65歳以降の在職老齢年金の注意点！ >

支給停止額は月ごとに算定されます

- ・ 65歳以上で在職中（厚生年金加入）の老齢厚生年金受給者も、「65歳未満の在職老齢年金の注意点！」と同様に支給停止（一部または全部）される場合があります。

経過的加算が加算されている場合

- ・経過的加算については、在職支給停止となりません。

加給年金額が加算されている場合

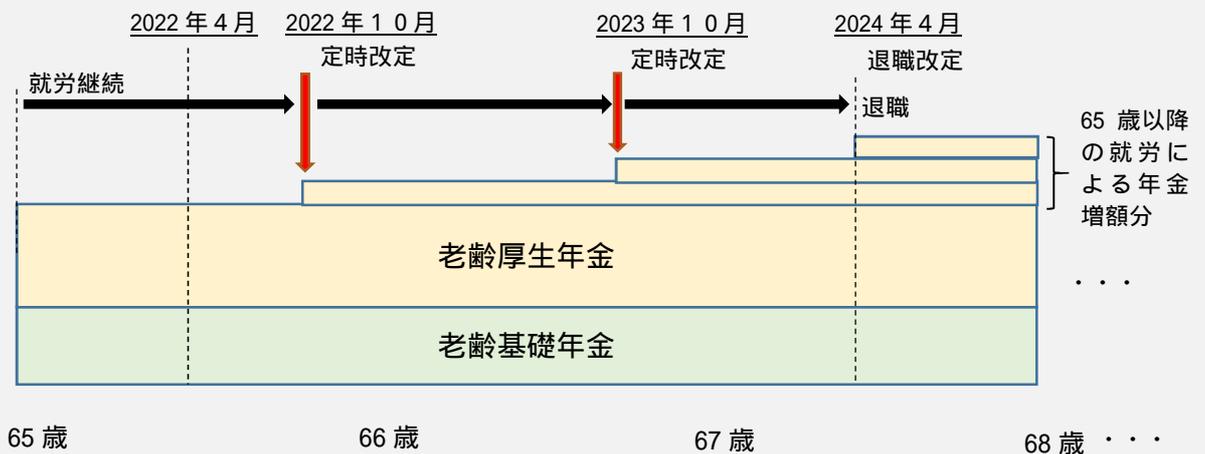
- ・加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。
- ・老齢厚生年金が支給（または一部支給）される場合は、加給年金額は全額支給され、老齢厚生年金が全額支給停止される場合は、加給年金額も全額支給停止となります。

在職中の人が老齢厚生年金を繰り下げの場合

- ・在職老齢年金の支給停止を受けている人が繰下げ受給をする場合、調整後の減額された年金額を基に繰下げ加算額が計算されます。

詳しくは、項目「3 受給開始時期の選択肢の拡大 繰下げ受給する場合の注意点」を参照してください。

定時改定額反映のイメージ

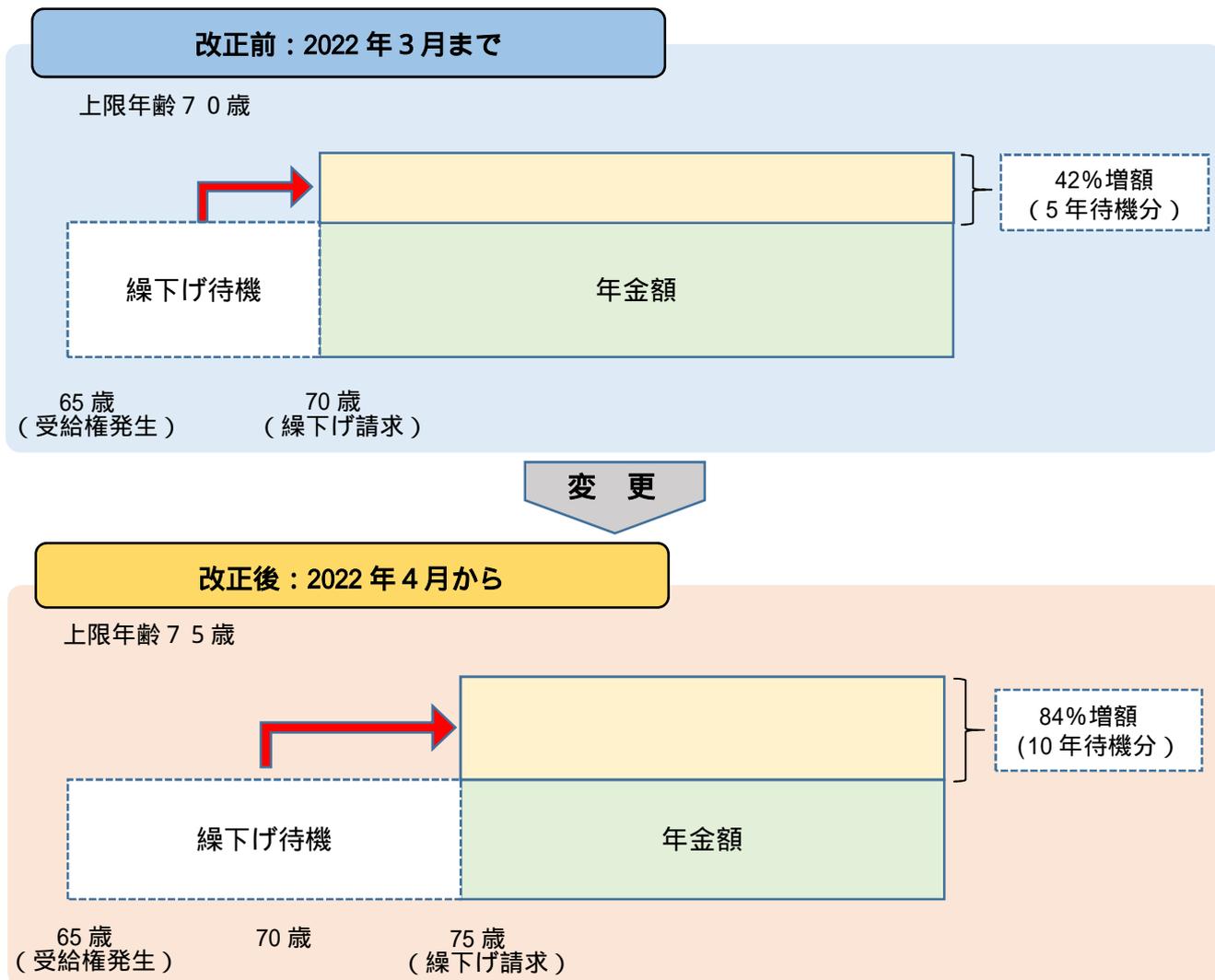


実際の支給は、10・11月分が12月の定期支給月からとなります。

3 受給開始時期の選択肢の拡大

現在は老齢厚生年金と老齢基礎年金の支給開始年齢は原則 65 歳とされていますが、これらの年金の受給開始時期は、個人が 60 歳から 70 歳の間で自由に選択出来るようになっていました。(繰上げ受給・繰下げ受給をした場合。)

改正後は**繰下げ受給の上限年齢が 75 歳に引き上げられ**、受給開始時期を 60 歳から 75 歳の間で選択出来るようになります。なお、増額率は 1 月につき 0.7% です。



< 繰上げ・繰下げ受給の注意点！ >

繰上げ受給する場合の注意点

- ・繰上げ受給の対象となるのは、65 歳から支給開始される「老齢厚生年金」、「老齢基礎年金」及び「61 歳から 64 歳で支給される特別支給の老齢厚生年金」です。
- ・「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」は同時に繰り上げなければならず、他の実施機関（日本年金機構、私学事業団）の種別の被保険者期間を有している場合、それぞれの種別の被保険者期間にかかる年金についても、すべて同時に繰り上げなければなりません。
- ・加給年金額は繰上げ支給の対象とはならず、65 歳から加算されることとなります。
- ・「事後重症による障害厚生年金の請求や障害基礎年金の請求」、「老齢厚生年金の障害者特例請求」及び「老齢厚生年金の長期加入者特例」の請求を行うことができなくなります。

- ・繰上げ受給した場合は、繰り上げた期間に応じて年金額が減額され、生涯減額された年金を受給することになり、一度繰上げ請求をすると取り消すことが出来ません。
- ・繰上げ受給の減額率は現在1月あたり0.5%ですが、2022年4月から1月あたり0.4%に改正されます。

ただし、2022年4月1日以降60歳に達する方（S37.4.2以降生）が対象で、2022年4月1日の前日において60歳に達している方の減額率は0.5%です。

繰上げ減額率

【改正前】2022年3月まで

繰上げ請求時の年齢	減額率
60歳0ヵ月～60歳11ヵ月	30%～24.5%
61歳0ヵ月～61歳11ヵ月	24%～18.5%
62歳0ヵ月～62歳11ヵ月	18%～12.5%
63歳0ヵ月～63歳11ヵ月	12%～6.5%
64歳0ヵ月～64歳11ヵ月	6%～0.5%

【改正後】2022年4月から

繰上げ請求時の年齢	減額率
60歳0ヵ月～60歳11ヵ月	24%～19.6%
61歳0ヵ月～61歳11ヵ月	19.2%～14.8%
62歳0ヵ月～62歳11ヵ月	14.4%～10%
63歳0ヵ月～63歳11ヵ月	9.6%～5.2%
64歳0ヵ月～64歳11ヵ月	4.8%～0.4%

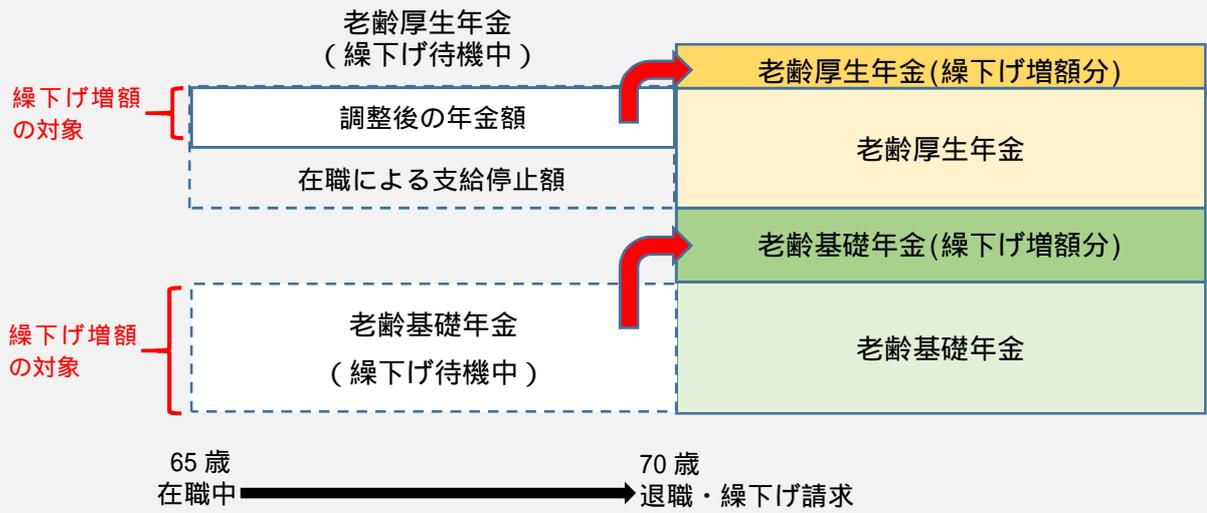
繰下げ受給する場合の注意点

- ・繰下げ受給の対象となるのは、65歳から支給が開始される「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」です。「61歳から64歳で支給される特別支給の老齢厚生年金」は繰り下げすることは出来ません。
- ・繰下げ受給した場合、加給年金額は増額されません。また、65歳以降繰下げ受給するまでの間は、加給年金額も受給することはできません。
- ・遺族年金や障害年金を受ける権利を有する方は、繰下げ受給はできません。
ただし、障害基礎年金のみ受ける権利を有する方は、老齢基礎年金の繰下げ受給はできませんが、老齢厚生年金の繰下げ受給はできます。
- ・他の実施期間（日本年金機構、私学事業団）から支給される老齢厚生年金を受ける権利がある場合は、それらの年金も同時に繰り下げなければなりません。
- ・繰下げ受給の増額率は1月あたり0.7%で、改正後も変更はありません。
- ・年金の繰下げ待機中の方が厚生年金に加入中の場合は、在職老齢年金で支給停止された部分については増額の対象となりません。繰り下げしなかったと仮定して計算した在職による支給停止額を控除した、調整後の年金額が繰下げ受給の増額対象となります。

次の図「在職老齢年金繰下げ増額のイメージ」を参照してください。

在職老齢年金繰下げ増額のイメージ

(老齢厚生年金・老齢基礎年金ともに70歳まで繰り下げた場合)

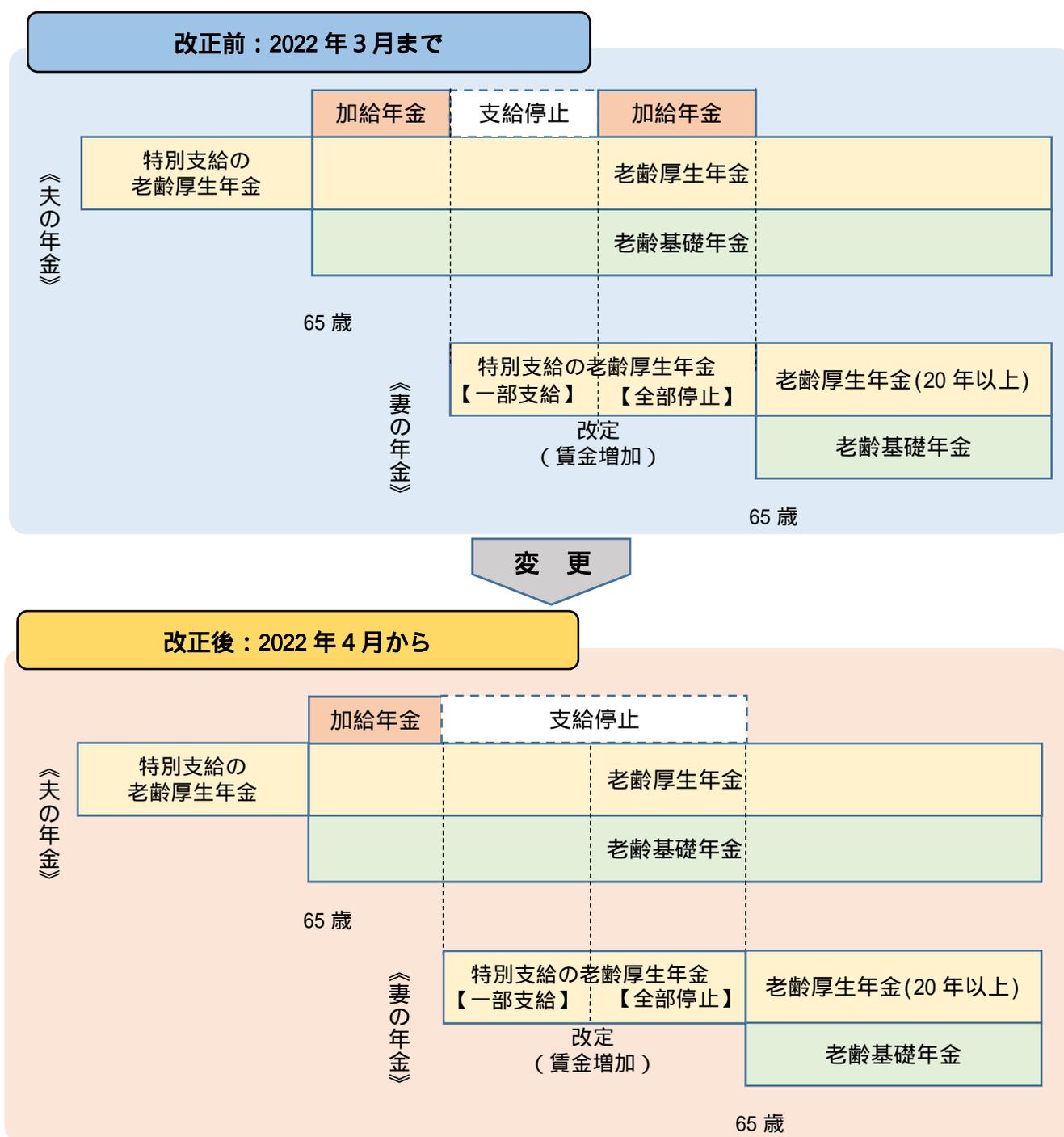


4 加給年金額の支給停止ルールの見直し

現在は、加給年金額の加算の基礎となっている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240月以上である者に限る）等の老齢または退職を支給事由とする給付の受給権を有している場合、加給年金額に相当する部分は支給停止となりますが、その配偶者の年金給付の全額が支給停止となっている場合は、この支給停止は解除されるとされています。

これは、配偶者の老齢厚生年金等が一部でも支給されている場合には加給年金が支給されない一方で、配偶者の賃金が高く、在職老齢年金制度でその全額が支給停止となっている場合には加給年金が支給されるという不合理が生じていることを踏まえ、その全額が支給停止されている場合であっても、加給年金額に相当する部分の支給を停止することになります。

【イメージ図】（夫、妻ともに特別支給の老齢厚生年金受給権者。夫、妻は厚生年金に20年以上加入。）



加給年金額の支給停止に関する経過措置

施行の日(2022年4月1日)の前日において加給年金額が加算されている者については、今回の見直しによる改正及び、加給年金対象者が在職老齢年金の支給停止開始額引上げによって、加給対象者の老齢厚生年金等が支給となり、加給年金額が支給停止となるものについては、加給年金額の支給停止を行わないという経過措置が設けられています。

